

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 18 日

各都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長 殿

警察庁長官官房参事官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく
各都道府県知事等に対する通知の発出について

平素より犯罪被害者等施策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

先般、「犯罪被害者等施策推進会議決定について（通知）」（警察庁丙審議教厚発第6号（令和5年6月8日））により、令和5年6月6日開催の犯罪被害者等施策推進会議において決定された「犯罪被害者等施策推進の一層の推進について」を通知したところです。

同会議決定の「5 犯罪被害者等のための制度の拡充等」において、「医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。」とされているところ、別添のとおり、各制度の担当省庁より、各都道府県知事、各都道府県・政令指定都市の制度主管部局及び関係団体等に対し、通知が発出されておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県・政令指定都市の総合的対応窓口における対応等に当たっては、別添の通知を十分に御確認の上、御対応いただければと存じます。

なお、都道府県におかれましては、管下市区町村にもお知らせ願います。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室

高谷、櫻井、藤岡

TEL : 03 - 3581 - 0141（内線2812・2814・2815）

E-mail : hanzaihigai.npa@npa.go.jp

通知発出一覧

	項目	標 題	担当省庁	発出日・文書番号等 (令和5年)
1 - 1	医療関係	犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて(再周知)	厚生労働省	6月30日 保保発0630第1号等 保保発0630第2号等
1 - 2				
2		犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)並びに一部負担金の減免又は徴収猶予の取扱いについて	厚生労働省	6月30日 保国発0630第3号等
3	生活関係	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の生活保護制度上の取扱いについて(通知)	厚生労働省	6月30日 社援保発0630第1号
4		犯罪被害者等の公営住宅への入居について	国土交通省	3月24日 国住備第400号 国住総137号
5 - 1		「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や障害年金、遺族年金等の周知等について	厚生労働省	6月30日 年管管発0630第2号 年管管発0630第3号 事務連絡
5 - 2			厚生労働省	
5 - 3			厚生労働省	
6		犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえた児童扶養手当の周知について	こども家庭庁	6月27日 事務連絡
7		「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について(通知)	厚生労働省	7月7日 障企発0706第1号
8		犯罪被害者等の保護・支援に係る雇用保険制度における適切な対応について	厚生労働省	6月30日 職発0630第4号
9		犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取り扱いについて	厚生労働省	6月30日 老介発0630第1号
10	教育関係	第16回犯罪被害者等施策推進会議の決定を踏まえた各種修学支援施策の周知について(通知)	文部科学省	6月15日 5文科初第629号
11	納税関係	犯罪被害者等の保護・支援に係る適切な対応について(指示)	国税庁	6月7日 官総10-77等
12		犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について	総務省	6月14日 事務連絡

保保発 0630 第 1 号
保国発 0630 第 1 号
保高発 0630 第 1 号
令和 5 年 6 月 30 日

全国健康保険協会理事長 殿
健康保険組合理事長 殿
都道府県国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて（再周知）

犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされている。

また、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が当該誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われる。

こうした取扱いについては、平成 23 年 8 月 9 日付保保発 0809 第 3 号・保国発 0809 第 2 号・保高発 0809 第 3 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 1）及び平成 26 年 3 月 31 日付保保発 0331 第 1 号・保国発 0331 第 2 号・保高発 0331 第 12 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙

2) でお示ししてきたところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）（別紙3）を踏まえ、上記の取扱いについて、改めて周知するので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくとともに、都道府県国民健康保険主管課（部）におかれては、管内の保険者に対して、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村後期高齢者医療主管課（部）に対して、周知をお願いする。

保保発 0809 第 3 号
保国発 0809 第 2 号
保高発 0809 第 3 号
平成 23 年 8 月 9 日

全国健康保険協会理事長 殿
健康保険組合理事長 殿
都道府県国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされています。

また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようですが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の給付は行われます。

今般、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に、犯罪による被害を受けた者でも医療保険を利用することが可能である旨や、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず医療保険給付が行われる旨を、保険者や医療機関に周知すること等が盛り込まれたことを踏まえ（別添）、上記の取扱いについて改めて周知をしますので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくとともに、都道府県国民健康保険主管課（部）におかれましては、管内の保険者等に対して、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれましては、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村後期高齢者医療主管課（部）に対して、周知をお願いします。

なお、自動車事故による被害を受けた場合の医療保険の給付と自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）による給付の関係については、自動車事故による被害の賠償は自動車損害賠償保障法では自動車の運行供用者がその責任を負うこととしており、被害者は加害者が加入する自賠責保険によってその保険金額の限度額までの保障を受けることになっています。その際、何らかの理由により、加害者の加入する自賠責保険の保険者が保険金の支払いを行う前に、被害者の加入する医療保険の保険者から保険給付が行われた場合、医療保険の保険者はその行った給付の価額の限度において、被保険者が有する損害賠償請求権を代位取得し、加害者（又は加害者の加入する自賠責保険の保険者）に対して求償することになります（健康保険法第57条第1項、船員保険法第45条第1項、国民健康保険法第64条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項）。

一方で、加害者が不明のひき逃げ等の場合や自賠責保険の補償の範囲を超える賠償義務が発生した場合には、被害者の加入する医療保険の保険者が給付を行ったとしても、その保険者は求償する相手先がないケースや結果的に求償が困難なケースが生じ得ます。このような場合であっても、偶発的に発生する予測不能な傷病に備え、被保険者等の保護を図るという医療保険制度の目的に照らし、医療保険の保険者は、求償する相手先がないことや結果的に求償が困難であること等を理由として医療保険の給付を行わないということはできません。

さらに、加害者が自賠責保険に加入していても、速やかに保険金の支払いが行われない場合等、被害者である被保険者に一時的に重い医療費の負担が生じる場合も考えられるため、このような場合も上記と同様の趣旨から、医療保険の保険者は、被保険者が医療保険を利用することが妨げられないようにする必要があります。これらの取扱いは、その他の犯罪の被害による傷病についての医療保険の給付でも同様です。

なお、上記の例のように、医療保険の給付の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療保険各法は、被害者である被保険者（国

民健康保険では、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員）に対して、その事実等を保険者に届け出ることを義務づけているため、各保険者においては、その旨を被保険者等に周知するとともに、医療保険の給付を行った際には届出の提出を求め、加害者に対する適正な求償を行っていただくようお願いします。（健康保険法施行規則第 65 条、船員保険法施行規則第 57 条、国民健康保険法施行規則第 32 条の 6 及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 46 条）

保保発 0 3 3 1 第 1 号
保国発 0 3 3 1 第 2 号
保高発 0 3 3 1 第 1 2 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長 殿
健 康 保 険 組 合 理 事 長 殿
都道府県国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされている。

また、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が当該誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われる。

こうした取扱いについては、平成 23 年 8 月 9 日付保保発 0809 第 3 号・保国発 0809 第 2 号・保高発 0809 第 3 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 1）でお示ししたところである。

今般、「第 2 次犯罪被害者等基本計画」（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）及び「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」及び「犯罪被

「被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の開催について」（平成 23 年 3 月 25 日犯罪被害者等施策推進会議決定）に基づき開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」においてなされた取りまとめ（別紙 2）を踏まえ、上記の取扱いについて、改めて周知するので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくとともに、都道府県国民健康保険主管課（部）におかれては、管内の保険者等に対して、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村後期高齢者医療主管課（部）に対して、周知をお願いします。

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

保保発 0630 第 2 号
保国発 0630 第 2 号
保高発 0630 第 2 号
令和 5 年 6 月 30 日

日 本 医 師 会 長 殿
日 本 歯 科 医 師 会 長 殿
日 本 薬 剤 師 会 長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて（再周知）

犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされている。

また、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が当該誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われる。

こうした取扱いについては、平成 23 年 8 月 9 日付保保発 0809 第 4 号・保国発 0809 第 3 号・保高発 0809 第 4 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 1）及び平成 26 年 3 月 31 日付保保発 0331 第 4 号・保国発 0331 第 3 号・保高発 0331 第 13 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 2）でお示ししてきたところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定）（別紙３）を踏まえ、上記の取扱いについて、改めて周知するので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いする。

保保発 0809 第 4 号
保国発 0809 第 3 号
保高発 0809 第 4 号
平成 23 年 8 月 9 日

日 本 医 師 会 長 殿
日 本 歯 科 医 師 会 長 殿
日 本 薬 剤 師 会 長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされています。

また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようですが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の給付は行われます。

今般、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に、犯罪による被害を受けた者でも医療保険を利用することが可能である旨や、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず医療保険給付が行われる旨を、保険者や医療機関に周知すること等が盛り込まれたことを踏まえ（別添）、上記の取扱いについて改めて周知をしますので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、自動車事故による被害を受けた場合の医療保険の給付と自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）による給付の関係については、自動車事故による被害の賠償は自動車損害賠償保障法では自動車の運行供用者がその責任を負うこととしており、被害者は加害者が加入する自賠責保険によってその保険金額の限度額までの保障を受けることになっています。その際、何らかの理由により、加害者の加入する自賠責保険の保険者が保険金の支払いを行う前に、被害者の加入する医療保険の保険者から保険給付が行われた場合、医療保険の保険者はその行った給付の価額の限度において、被保険者が有する損害賠償請求権を代位取得し、加害者（又は加害者の加入する自賠責保険の保険者）に対して求償することになります（健康保険法第57条第1項、船員保険法第45条第1項、国民健康保険法第64条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項）。

一方で、加害者が不明のひき逃げ等の場合や自賠責保険の補償の範囲を超える賠償義務が発生した場合には、被害者の加入する医療保険の保険者が給付を行ったとしても、その保険者は求償する相手先がないケースや結果的に求償が困難なケースが生じ得ます。このような場合であっても、偶発的に発生する予測不能な傷病に備え、被保険者等の保護を図るという医療保険制度の目的に照らし、医療保険の保険者は、求償する相手先がないことや結果的に求償が困難であること等を理由として医療保険の給付を行わないということとはできません。

さらに、加害者が自賠責保険に加入していても、速やかに保険金の支払いが行われない場合等、被害者である被保険者に一時的に重い医療費の負担が生じる場合も考えられるため、このような場合も上記と同様の趣旨から、医療保険の保険者は、被保険者が医療保険を利用することが妨げられないようにする必要があります。これらの取扱いは、その他の犯罪の被害による傷病についての医療保険の給付でも同様です。

なお、上記の例のように、医療保険の給付の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療保険各法は、被害者である被保険者（国民健康保険では、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員）に対して、その事実等を保険者に届け出ることを義務づけているため、各保険者においては、その旨を被保険者等に周知するとともに、医療保険の給付を行った際には届出の提出

を求め、加害者に対する適正な求償を行っていただくようお願いします。(健康保険法施行規則第 65 条、船員保険法施行規則第 57 条、国民健康保険法施行規則第 32 条の 6 及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 46 条)

保保発 0 3 3 1 第 4 号
保国発 0 3 3 1 第 3 号
保高発 0 3 3 1 第 1 3 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

日 本 医 師 会 長 殿
日 本 歯 科 医 師 会 長 殿
日 本 薬 剤 師 会 長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされている。

また、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が当該誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われる。

こうした取扱いについては、平成 23 年 8 月 9 日付保保発 0809 第 4 号・保国発 0809 第 3 号・保高発 0809 第 4 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 1）でお示ししたところである。

今般、「第 2 次犯罪被害者等基本計画」（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）及び「「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」及び「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の開催について」（平

成 23 年 3 月 25 日犯罪被害者等施策推進会議決定) に基づき開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」においてなされた取りまとめ(別紙 2) を踏まえ、上記の取扱いについて、改めて周知するので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いする。

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

保国発 0630 第 3 号
保高発 0630 第 3 号
令和 5 年 6 月 30 日

都道府県民生主管部（局）	}	殿
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長		

厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）並びに一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、市町村及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）並びに後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 77 条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 111 条の規定により、条例又は規約の定めるところにより、災害等により生活が著しく困難となった者等、保険料（税）を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料（税）の減免又はその徴収猶予を行うことが可能であり、その取扱いについては、「国民健康保険条例参考例の送付について」（令和 5 年 2 月 1 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡。以下「国民健康保険条例参考例」という。別紙 1）及び「国民健康保険組合規約例について」（昭和 34 年 2 月 20 日付け厚生労働省保険局長通知。以下「国民健康保険組合規約例」という。別紙 2）並びに「後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例（参考例）の送付について」（令和 5 年 1 月 18 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「後期高齢者医療に関する条例（参考例）」という。別紙 3）等でお示ししてきたところである。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、保険者及び広域連合は、

国保法第 44 条及び高確法第 69 条の規定により、特別の理由がある者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免又は徴収猶予を行うことが可能であり、その取扱いについては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。別紙 4）及び「一部負担金の減額、免除及び徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「高齢者医療課長通知」という。別紙 5）でお示ししてきたところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）において別添のとおり決定されたことを踏まえ、下記のとおり犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。）の被害を受けた被保険者等に係る保険料（税）並びに一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて周知するので、本取扱いについて御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知いただくとともに、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いする。

記

1 保険料（税）の減免及び徴収猶予の取扱いについて

（１）国民健康保険

世帯主又は組合員が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、保険料（税）を納めることができない特別の理由があるものとして、国民健康保険条例参考例第 26 条第 1 項第 4 号又は第 27 条第 1 項第 1 号並びに国民健康保険組合規約例第 24 条第 1 項第 4 号又は第 25 条第 1 項第 1 号に該当すると解釈することが可能である。また、保険者においては、条例又は規約に基づき、当該世帯主又は組合員の状況を踏まえ、保険料（税）の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

（２）後期高齢者医療制度

被保険者又はその属する世帯の世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、保険料を納めることができない特別の理由があるものとして、後期高齢者医療に関する条例（参考例）第 22 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当すると解釈することが可能である。また、広域連合においては、条例に基づき、当該被保険者又はその属する世帯の世帯主の状況を踏まえ、保険料の減

免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

2 一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて

(1) 国民健康保険

世帯主又は組合員が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、局長通知の第一の一の4又は第一の二(一)に該当すると解釈することが可能である。また、保険者においては、当該世帯主又は組合員の状況を踏まえ、一部負担金の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

(2) 後期高齢者医療制度

被保険者の属する世帯の世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、高齢者医療課長通知の第一の1のアからエまでのいずれかに該当すると解釈することが可能である。また、広域連合においては、当該世帯主の状況を踏まえ、一部負担金の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

国民健康保険条例参考例（抄）

（徴収猶予）

第二十六条 市（区、町、村）長（管理者）は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月（何箇月）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 （略）

（保険料の減免）

第二十七条 市（区、町、村）長（管理者）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- 二 （略）

2・3 （略）

国民健康保険組合規約例（抄）

（保険料の納付期限の延長）

第二十四条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、○箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（保険料の減免）

第二十五条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- （二 ○○）

何県（都、道、府）後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（参考例）（抄）

（徴収猶予）

第二十二條 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第百八条第二項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- 一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2・3 （略）

（保険料の減免）

第二十三條 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2・3 （略）

【改正後通知】

保 発 第 2 1 号

昭和34年3月30日

一部改正	平成22年	9月13日	保発0913第2号
一部改正	平成23年	3月28日	保発0328第8号
一部改正	平成27年	12月22日	保発1222第1号
一部改正	平成28年	3月31日	保発0331第23号
一部改正	平成31年	2月1日	保発0201第6号

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて

国民健康保険法（以下「法」という。）第44条第1項及び第3項の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免並びに法第42条第2項の規定による一部負担金の取扱いに関しては、左記によることとしたから保険者において被保険者に対する周知徹底をはかるとともに、保険医療機関等との連絡を保ち、その適正な実施を期すよう特段の配慮をわずらわしたい。

なお、この取扱いは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

記

第一 一部負担金の徴収猶予及び減免

一 一部負担金の徴収猶予

保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員（以下「世帯主又は組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となつた場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月以内の期間を限つて、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主又は組合員が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

- 1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

- 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- 3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

二 一部負担金の減免

(一) 保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことに
よりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めると
きは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支
払若しくは納付を免除することができること。なお、収入の減少の認定
に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものと
すること。

- ① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- ② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者又は組合員及び当該組合員の
世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合
計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用がある
ものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助に
ついて同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の
例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1
155（ただし、平成30年1月1日から同年9月30日までの間に
ついては10分の11、平成30年10月1日から平成31年9月3
0日までの間については885分の990、平成31年10月1日か
ら平成32年9月30日までの間については870分の990とす
る。）を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下であり、か
つ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3箇月分に相当す
る額以下である世帯

(二) 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位
の更新制で3箇月までを標準とすること。ただし、3箇月までに期間を
制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合につ
いては、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相
談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部
局との連携を図ること。

三 前記一及び二の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保
険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

四 申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ
保険者に対し、様式第一による申請書を提出しなければならないこと。
ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由
がある者は、当該申請書を提出することができるに至つた後、ただちにこ
れを提出しなければならないこと。

五 証明書の交付又は通知

- (一) 保険者は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第二による証明書を申請者に交付すること。
- (二) 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、(一)の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

六 徴収猶予及び減免の取消

- (一) 保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - 1 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
 - 2 一部負担金の納入を免かれようとする行為があつたと認められるとき。
- (二) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとする。

第二 保険医療機関等の一部負担金の取扱

一 徴収猶予証明書の事後提出の場合

保険医療機関等が、緊急やむを得ない場合で、第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徴収猶予証明書を提出することを署名確認せしめた上一部負担金を支払わせないものとし、被保険者が徴収猶予証明書を、第二診療日までに提出しないときは、保険医療機関等から保険者に連絡し、その者に対して徴収猶予の申請がなされ、かつ、証明書を発行されるかどうかを確め、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

二 善良な管理者と同一の注意

保険医療機関等が法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならない。この場合における善良な管理者と同一の注

意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事実に基づき具体的ケースに即して行われるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものと認められないものであること。

- 1 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。
- 2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。
- 3 再診の場合に、催促しないこと。

なお、被保険者が入院療養を受けている場合にあっては、保険医療機関等において、少なくとも、次の各号に掲げる対応が行われていることが必要と考えられる。

- 1 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1箇月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。
- 2 療養終了後3箇月以内及び6箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。
- 3 療養終了後から6箇月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。（保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。）

三 保険者の処分

- (一) 法第42条第2項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3箇月を経過後、保険者に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね6箇月を経過した後、行うものとする。
- (二) 保険者は、保険医療機関等から（一）により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。
 - 1 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。
 - 2 被保険者の属する世帯が保険料（税）の滞納処分を実施する状態にあるもの。
- (三) 処分の実施に当たっては、地方自治法第231条の3第1項又は法第79条第1項に基づく督促を実施し、法第79条の2及び地方自治法第

231 条の3 第3 項又は法第80 条第1 項の規定に基づき当該請求に係る処分を行つたうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

- (四) なお、一部負担金の支払は、法第42 条第1 項の規定に基づく保険医療機関等と被保険者との間の債権債務関係であり、同条第2 項の規定により保険者が処分を行う場合であつても、当該一部負担金が保険医療機関等の債権であることには変わらないものであること。

様式第一

様式第一

一部負担金 減額
免除 申請書
徴収猶予

被保険者証 記号番号		療養の給付 を受ける者 の氏名		生年月日	年 月 日
個人番号				世帯主(組 合員)との 続柄	
傷病名			発病又は負傷年月日		
減額免除徴収猶予	割合 期間	割 ヶ月	事由		

市町村長 国民健康保険組合理事長 殿

上記のとおり申請します。
年 月 日
申請者 世帯主(組合員)でない場合はその者の属する世帯の世帯主(組合員)
住所
氏名 印
個人番号

様式第二

様式第二

減 額
一部負担金 免 除 証明書
徴収猶予

被 保 険 者 証 記 号 番 号		療 養 の 給 付 を 受 ける者の氏名		生 年 月 日	
住 所		世 帯 主 （ 組 合 員 ） 氏 名		世帯主（組合員） との続柄	
傷 病 名		発 病 又 は 負 傷 年 月 日			
減 額 免 除 徴 収 猶 予	割合 割 期間 箇月				

右証明する。

昭和 年 月 日

市 町 村 長
(印)
国民健康保険組合理事

保総発第 0 3 2 4 0 0 5 号

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

一部改正	平成 2 2 年 1 1 月 9 日保高発 1 1 0 9 第 1 号
一部改正	平成 2 3 年 3 月 2 8 日保高発 0 3 2 8 第 1 号
一部改正	平成 2 8 年 3 月 3 1 日保高発 0 3 3 1 第 3 号
一部改正	平成 3 1 年 1 月 3 1 日保高発 0 1 3 1 第 2 号

各都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

一部負担金の減額、免除及び徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。）による一部負担金の減額、その支払いの免除又はその徴収猶予（以下「減免等」という。）は、法第 6 9 条第 1 項各号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号。以下「規則」という。）第 3 3 条に規定するところにより行うこととされ、また、一部負担金の徴収に関する処分は、法第 6 7 条第 2 項の規定に基づき行うこととされたところであるが、その具体的取扱いとは下記によることとしたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱い

1 一部負担金の減免等ができる場合

一部負担金の減免等ができる場合は、規則第 3 3 条第 1 項に規定するところであるが、同項に規定する震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと等の事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合とは、被保険者の属する世帯の世帯主が概ね過去 1 年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免され、又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法（昭和 2 5

年法律第144号)の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額に1000分の1155(ただし、平成30年1月1日から同年9月30日までの間については10分の11、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする。)を乗じて得た額(以下「基準額」という。)以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下となった場合を含むものであること。なお、世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者である場合又はその属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が基準額以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下である場合であって、概ね過去1年以内の間にこれらの事由のいずれかに該当した場合も同様であること。

ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。

ウ 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。

エ 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと(ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。)

2 減免等の申請

- (1) 一部負担金の減免等の申請(以下「減免等申請」という。)は、当該減免等を受けようとする者が一部負担金減免等申請書を提出して行うものであること。この減免等申請の受理に際しては、一部負担金の減免等が、現に療養の給付を受け、又は近い将来療養の給付を受けることによって具体的に一部負担金の支払いが必要となっている者に対して行われるものであることに留意すること。
- (2) 一部負担金減免等申請書の提出を受けた広域連合は、必要に応じ、申請者に対して1のアからエまでに掲げる事由のいずれかに該当したことを明らかにすることができる書類の提出を求めることができるものであること。
- (3) 療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、市町村の生活保護主管部局など福祉部局との連携を図ること。

3 減免等の決定

- (1) 広域連合は、減免等申請の内容について審査した結果、規則第33条第1項に規定する場合に該当する者であると認めたときは、減額、免除又は徴収猶予の別、減額の場合はその額及び減免等の期間を決定し、一部負担金減免等証明書を申請者に交付すること。なお、1の特別の事情

の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

- (2) 減額、免除又は徴収猶予の別及び減額の程度は、当該減免等申請をした者の一部負担金の支払いが困難な程度を考慮のうえ決定すること。
- (3) 減免等の期間は、申請のあった日から6か月以内の期間とし、一部負担金の支払いが困難な程度を考慮のうえ決定すること。なお、同一の事由に基づく再度の減免等は認められないものであること。

4 保険医療機関等における取扱い

- (1) 一部負担金減免等証明書の交付を受けた者は、保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に一部負担金減免等証明書を提示するものであること。この場合、一部負担金を減額された者は、減額された一部負担金を支払えば足り、一部負担金の支払いを免除された者は一部負担金の支払いを要しないものであること。また、一部負担金の徴収を猶予された者については、広域連合が、当該者に係る保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとなり、当該者は一部負担金を当該医療機関等に支払うことを要しない。
- (2) 保険医療機関等が、緊急やむを得ない場合に、第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徴収猶予証明書を提出することを署名確認させることにより一部負担金を支払わなくてもよいものとし、当該被保険者が徴収猶予証明書を、第二診療日まで提出しないときは、保険医療機関等から保険者に連絡し、その者が徴収猶予の申請が行っており、かつ、証明書が発行されるかどうかを確かめ、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

5 減免等の取消し

- (1) 一部負担金減免等証明書の交付を受けた者が、その後の事情の変更に より規則第33条第1項に規定する場合に該当しなくなったときは、将来にわたって減免等の決定を取消し、一部負担金減免等証明書を返還させること。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為により一部負担金減免等証明書の交付を受けたことが明らかとなったときは、申請時に遡って減免等の決定を取消し、一部負担金減免等証明書を返還させるとともに、減免により支払いを免れた一部負担金相当額を返納させること。

6 報告

各広域連合は、一部負担金の減免等の実施状況について各月ごとに翌月20日までに都道府県知事に報告するものとする。

第二 一部負担金の徴収に関する処分

1 善良な管理者と同一の注意

保険医療機関等が法第67条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の

注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたことを証明しなければならないこと。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務が尽されたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事実に基づき具体的ケースに即して行われるものであるが、次に掲げるような場合は、当該注意義務を尽したものと認められないものであること。

ア 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。

イ 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。

ウ 再診の場合に、催促しないこと。

なお、被保険者が入院療養を受けている場合にあっては、保険医療機関等において、少なくとも、次に掲げる対応が行われていることが必要となること。

ア 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1か月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。

イ 療養終了後から3か月以内及び6か月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。

ウ 療養終了後から6か月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。（保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。）

2 保険者の処分

（1）法第67条第2項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3か月を経過後、広域連合に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね6か月を経過した後、行うものとする。

（2）広域連合は、保険医療機関等から（1）により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。

ア 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。

イ 保険料の滞納処分を実施する状態にあるもの。

（3）処分の実施に当たっては、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく督促を実施し、同法第231条の3第3項の規定に基づき当該請求に係る処分を行ったうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

社 援 保 発 0630 第 1 号
令 和 5 年 6 月 3 0 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく
犯罪被害者等給付金の生活保護制度上の取扱いについて（通知）

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）に基づき、犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に支給される犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の生活保護制度における取扱いについて、犯罪被害者等施策推進会議決定（令和 5 年 6 月 6 日。別添参照）を踏まえ、本日より、下記のとおり取り扱うこととしたので、管内実施機関に周知徹底いただくとともに、適切な保護の実施にあたるよう特段の配慮を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準であることを申し添える。

なお、本通知の適用をもって「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金に係る生活保護における取扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日付社援保発 0330 第 3 号当職通知）は廃止する。

記

1 給付金の生活保護制度上の取扱いについて

- （１） 生活保護を受給中の方が給付金を受給した場合の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の（３）のオに従い、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること。
- （２） 給付金を受給した際の「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 8 の 2 の（５）に定める自立更生計画の取扱いについては以下のア及びイのとおりとすること。

ア 当該被保護世帯の自立更生のために充てられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものでなくても、実施機関が必要と認めた場合は、自立更生計画に計上することを認めること。

イ 実際の経費が自立更生計画に計上した額を下回り、受給した給付金に残余が生じた場合、計上額と購入額との差額分の範囲内で、自立更生のために当てられる費用として実施機関が必要と認めた場合は収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること。

2 留意事項等について

- (1) 実施機関においては、要保護者である犯罪被害者等に対し、関係機関と連携し、給付金の申請勧奨を行うとともに、生活保護上の給付金の取扱いについて懇切丁寧に説明すること。また、給付金を受給する際の自立更生計画の策定に当たって支援を行い、要保護者である犯罪被害者等が給付金を有効に活用できるよう配慮すること。
- (2) 自立更生のために当てられる額の認定基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第8の40に規定しているが、犯罪被害者等の特別な事情に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意するとともに、裁判やカウンセリングに要する費用など、この認定基準によりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

以上

（別添）令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等施策の一層の推進について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用に関しても検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

国 住 備 第 400 号
令和 5 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の居住の安定を図り、その自立を支援するため、「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」（平成 17 年 12 月 26 日国住総第 137 号）により、特段の配慮をお願いしているところである。

現在、各地方公共団体において、犯罪被害者等の居住の安定等の観点を含んだ、犯罪被害者等への支援を目的とした条例の制定が進んできている状況もあることから、犯罪被害者等に対する支援をより進めていくため、今般、本通知を以下のとおり改正することとしたので、一層の配慮をお願いしたい。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を別紙のとおり改正する。

犯罪被害者等の公営住宅への入居について（平成 17 年 12 月 26 日付け国住総第 137 号（令和 5 年 3 月 24 日最終改正）国土交通省住宅局長通知）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
第一 公営住宅への入居の取扱いについて 一 犯罪被害者等（DV 被害者を除く。以下同じ。）については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であるため、<u>犯罪被害者等基本法第 16 条の趣旨をふまえ、その取扱いについて積極的に検討すること。</u> 例えば、事業主体において、<u>専ら犯罪被害者等支援に関する事項について定めた条例を制定し、当該条例において、犯罪被害者等の居住の安定等について規定した場合において、その趣旨をふまえ、優先入居の取扱いについて検討すること。</u> 二～四 （略） 五 <u>事業主体においては、犯罪被害者等の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定された犯罪被害者等に保証人の確保を求めないなど配慮すること。</u> 第三 <u>特定入居制度（令第五条第三号）の活用</u> <u>公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 5 条第 3 号により、公営住宅に入居している者又は同居者が犯罪等により害を被り、当該公営住宅に居住し続けることが困難となったなど、既存入居者又は同居者の</u>	第一 公営住宅への入居の取扱いについて 一 犯罪被害者等（DV 被害者を除く。以下同じ。）については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。 二～四 （略） （新設） （新設）

<u>世帯構成及び心身の現在の状況等からみて事業主体が他の公営住宅への移転が適切と判断した場合、居住の安定の観点から、特定入居の対象となるので留意されたい。</u> <u>第四</u> 事業主体間における連携について 一～二 (略) <u>第五</u> 関係機関との連携について 一～二 (略)	<u>第三</u> 事業主体間における連携について 一～二 (略) <u>第四</u> 関係機関との連携について 一～二 (略)
--	--

国 住 総 第 1 3 7 号
平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日
改正 平成 2 9 年 1 2 月 5 日
改正 令 和 3 年 8 月 2 6 日
最終改正 令 和 5 年 3 月 2 4 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に係る総合的な施策を講ずることを目的として、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）が公布・施行され、同法第 16 条において、「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定」を図るために「公営住宅への入居における特別の配慮」を行うこととされている。

ついては、犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 357 号）により可能となる、配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）の公営住宅への単身での入居について、「「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について」（平成 17 年 12 月 26 日付雇児発第 1226001 号・社援発第 1226001 号・国住総第 135 号）及び「「公営住宅法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正について」（平成 17 年 12 月 26 日付国住総第 136 号）によりの確な運用を図るとともに、DV被害者を除く犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いについて、下記の事項により特段の配慮をお願いする。

併せて、DV被害者の公営住宅における優先入居及び目的外使用については、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付国住総第 191 号）によることとされているところであるが、当該通知を別添のとおり改正するので、留意されたい。

また、本通知による犯罪被害者等の公営住宅への入居に係る取扱いについては、各都道府県警察本部犯罪被害者対策主管部局等と調整の上、平成 18 年 2 月 1 日以降に開始することとされたい。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

おって、本件については、警察庁、法務省及び厚生労働省の関係部局と打合せ済みであるので念のため申し添える。

記

第一 公営住宅への入居の取扱いについて

- 一 犯罪被害者等（DV被害者を除く。以下同じ。）については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であるため、犯罪被害者等基本法第16条の趣旨をふまえ、その取扱いについて積極的に検討を行うこと。

例えば、事業主体において、専ら犯罪被害者等支援に関する事項について定めた条例を制定し、当該条例において、犯罪被害者等の居住の安定等について規定した場合において、その趣旨をふまえ、優先入居の取扱いについて検討すること。

- 二 優先入居を認められる犯罪被害者等は、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者であること。

- ① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者

(例)・殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合

・身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合

・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合

- ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

(例)・放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合

ロ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

(例)・詐欺等により住宅が奪われた場合

ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

(例)・凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆるPTSDとなった場合

ニ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

- 三 事業主体は、入居申込者から前記二に係る犯罪被害の申告があった場合には、次により申告内容の確認を行うこと。

- ① 申告の内容については、被害届等（相談を含む。以下同じ。）を行った警察署

名のほか、被害者の氏名、住所等（本人又は遺族・家族であることの確認）、被害の年月日時、場所、模様など、警察当局への被害届等の内容に準じて申告させるとともに、その内容について警察当局へ確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局（国土交通省住宅局を通じ法務省刑事局に対して行う。）に事件の処理状況（送検の確認又は処分の状況等）を確認することについて入居申込者から同意書を提出させること。

なお、入居申込者が交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書又はその写しを添付させることとし、被害者であるかどうかなど、当該証明書によっても不明な点について警察当局への確認を行うこと。

- ② 事業主体から都道府県警察本部犯罪被害者対策主管部局（前記二②ニの要件に該当する者については、都道府県警察本部ストーカー規制法担当部局）を窓口として、申告内容について確認の申し入れを行うこと。

警察の確認への対応は、原則として当該被害届等の取扱い警察署の担当課（係）が行うが、この際、捜査に支障のある情報等については回答を得られない場合があることに留意すること。

また、得られた情報については、申告内容に係る情報とともに細心の管理を行うこと。

- ③ 申告内容が虚偽であると疑われる状況になった場合は、事業主体は、入居申込者又は入居者に対し事件の処理状況等について聴取した上、必要に応じ、警察又は検察当局に聴取事項の確認を行うこと。

また、入居後に申告内容が虚偽であることが判明した場合には、公営住宅法第32条第1項第1号の不正入居に該当するものとして、当該不正入居者に対して明渡しを請求するとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第3項に基づき近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するなど、法に基づき厳正に対処すること。

- 四 事業主体は、前記二の犯罪被害者等に係る公営住宅の入居者資格のうち、収入の額の認定に当たっては、一時的な減収であるかどうかを留意しつつ、犯罪被害後の収入により判定することとし、住宅に困窮しているかどうかの判断に当たっては、保険金等を踏まえ一時的なものであるかどうかや世帯分離の必要性に留意しつつ、的確に判定すること。

- 五 事業主体においては、犯罪被害者等の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定された犯罪被害者等に保証人の確保を求めないなど配慮すること。

第二 公営住宅の目的外使用について

- 一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定に基づく承認を得た上で、犯罪被害者等に公営住宅を目的外使用させる

ことが可能であること。

二 目的外使用によって入居を認められる犯罪被害者等は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第 23 条第 2 号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、住宅困窮要件以外の入居要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。

三 目的外使用に係る期間については、原則として 1 年を超えない期間とすること。

また、当該犯罪被害者等の住宅に困窮する実情や収入、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとともに、前記二の住宅困窮要件以外の入居要件を満たす者については、当該犯罪被害者等の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮するものとする。

四 目的外使用させる場合の使用料については、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、前記二の犯罪被害者等の実情に応じて適切に設定するものとする。

五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第二十六条第一項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第二二条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

第三 特定入居制度（令第五条第三号）の活用

公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 5 条第 3 号により、公営住宅に入居している者又は同居者が犯罪等により害を被り、当該公営住宅に居住し続けることが困難となったなど、既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の現在の状況等からみて事業主体が他の公営住宅への移転が適切と判断する場合、居住の安定の観点から、特定入居の対象となるので留意されたい。

第四 事業主体間における連携について

一 犯罪被害者等によっては、二次的被害の防止等の観点から、犯罪被害者等の従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が必要となる場合が想定されるため、そのような取扱いが円滑に行われるよう、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努められたい。

二 前記一の観点から、都道府県におかれては、当該都道府県下の市町村及び他の都道府県と緊密な連携をとりつつ、犯罪被害者等からの照会等犯罪被害者等の居住の安定確保への要望に適切に対応されたい。

第五 関係機関との連携について

- 一 前記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、各都道府県の警察及び検察当局等の関係機関との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。
- 二 特に被害直後等の犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供については、前記一の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応されたい。

年管管発 0630 第 2 号
令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局年金調整（管理）課長殿
市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

平素より、国民年金行政の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

これまで、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）や障害年金、遺族年金に係る申請の受理及びその申請に係る事実の審査についてご対応いただくとともに、住民である被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知につきご協力を頂いているところです。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和 5 年 6 月 8 日付警察庁丙審教厚発第 7 号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されました。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第 77 条の 7 に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
大矢、杉本

TEL：03 - 3581 - 0141（内線2825、2813）

E-mail：hanzaihigai.npa@npa.go.jp

年管管発0630第3号
令和5年6月30日

年金給付事業部門担当理事殿
日本年金機構事業管理部門担当理事殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の発表に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

これまで、国民年金保険料の全額免除、納付猶予、一部免除及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）に係る受理及び処分や障害年金、遺族年金の裁定に係る事務を行っていただくとともに、被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知を対応頂いているところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和5年6月8日付警察庁丙審教厚発第7号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されたところである。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第77条の7に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続き遺漏無きようご対応申し上げる。

なお、地方厚生（支）局年金調整課長、年金管理課長及び市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長宛に別添のとおり通知していることを申し添える。

以上

(別紙)

年管管発 0630 第 2 号

令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局年金調整（管理）課長殿

市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（公 印 省 略）

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

平素より、国民年金行政の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

これまで、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）や障害年金、遺族年金に係る申請の受理及びその申請に係る事実の審査についてご対応いただくとともに、住民である被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知につきご協力を頂いているところです。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和 5 年 6 月 8 日付警察庁丙審教厚発第 7 号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されました。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第 77 条の 7 に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
大矢、杉本

TEL：03 - 3581 - 0141（内線2825、2813）

E-mail：hanzaihigai.npa@npa.go.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における
申請免除等や障害年金、遺族年金等の周知等について

標記について、令和 5 年 6 月 30 日付け年管管発 0630 第 2 号により地方厚生(支)局年金調整課長及び年金管理課長並びに市町村(特別区を含む。)民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて、同日付け年管管発 0630 第 3 号により日本年金機構事業管理部門担当理事あて発出しましたので、お知らせします。

(別紙)

年管管発 0630 第 2 号

令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局年金調整（管理）課長殿

市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（公 印 省 略）

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

平素より、国民年金行政の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

これまで、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）や障害年金、遺族年金に係る申請の受理及びその申請に係る事実の審査についてご対応いただくとともに、住民である被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知につきご協力を頂いているところです。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和 5 年 6 月 8 日付警察庁丙審教厚発第 7 号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されました。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第 77 条の 7 に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
大矢、杉本

TEL：03 - 3581 - 0141（内線2825、2813）

E-mail：hanzaihigai.npa@npa.go.jp

年管管発0630第3号
令和5年6月30日

年金給付事業部門担当理事殿
日本年金機構事業管理部門担当理事殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の発表に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

これまで、国民年金保険料の全額免除、納付猶予、一部免除及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）に係る受理及び処分や障害年金、遺族年金の裁定に係る事務を行っていただくとともに、被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知を対応頂いているところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和5年6月8日付警察庁丙審教厚発第7号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されたところである。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第77条の7に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続き遺漏無きようご対応申し上げる。

なお、地方厚生（支）局年金調整課長、年金管理課長及び市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長宛に別添のとおり通知していることを申し添える。

以上

(別紙)

年管管発 0630 第 2 号

令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局年金調整（管理）課長殿

市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（公 印 省 略）

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や
障害年金、遺族年金等の周知等について

平素より、国民年金行政の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

これまで、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例（以下「申請免除等」という。）や障害年金、遺族年金に係る申請の受理及びその申請に係る事実の審査についてご対応いただくとともに、住民である被保険者等に対するこれらの制度のご相談に対するご説明や周知につきご協力を頂いているところです。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、「犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）」（令和 5 年 6 月 8 日付警察庁丙審教厚発第 7 号警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）通知）が発出されました。

犯罪被害者等については、国民年金法施行規則第 77 条の 7 に規定する申請免除等の特例措置や障害年金や遺族年金の受給資格要件を満たしうる場合があることから、犯罪被害者等であることが判明した被保険者等に対しては、上記周知等について引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
大矢、杉本

TEL：03 - 3581 - 0141（内線2825、2813）

E-mail：hanzaihigai.npa@npa.go.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 2 7 日

各都道府県児童福祉主管課 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえた児童扶養手当の周知について

本年 6 月 6 日に開催された犯罪被害者等施策推進会議において、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成16 年法律第161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされております。

児童扶養手当についても、犯罪被害者等が手当の支給要件等に該当すれば利用し得る制度となっているため、犯罪被害者又は自治体内の関係者から相談があった場合には、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の市区町村等に対し周知方お願いいたします。

（照会先）

こども家庭庁支援局家庭福祉課扶養手当係

E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

障企発 0706 第 1 号
令和 5 年 7 月 7 日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、
障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について（通知）

平素より、障害福祉行政の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本年 6 月 6 日に開催された犯罪被害者等施策推進会議において、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされております。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に規定する特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する自立支援給付についても、支給要件等に該当すれば利用し得る制度となっているため、犯罪被害者又は自治体内の関係者から相談があった場合には、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の市区町村等に対し周知方お願いいたします。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

職発 0630 第 4 号
令和 5 年 6 月 30 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

犯罪被害者等の保護・支援に係る雇用保険制度における
適切な対応について

日頃より、雇用保険制度の円滑な運営に当たり、特段のご配慮いただき感謝申し上げます。

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定。別添 1 参照。）では、「医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する」こととされております。

については、下記の事項等について、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 疾病又は負傷の取扱い

業務取扱要領 50152（2）「受給要件の緩和が認められる理由」イ、50271（1）「受給期間の延長が認められる理由」ニ、51401（1）「概要」イ（受給者が疾病又は負傷のため安定所へ出頭することができない場合）、52154（4）「職業指導拒否が正当な理由があると認められる場合の認定基準」イ（イ）、52854（4）「通所手当の支給額」ホ（ハ）a、53002（2）「傷病手当の支給対象者」イ（ハ）、50305-2（5-2）「特定理由離職者の範囲」ロ（イ）等における「疾病」又は「負傷」については、医師の証明書その他の事実を証明できる書類の提出によって対象となるか否か判断することとしているが、犯罪被害等による疾病又は負傷についても、この取扱いによること。

2 離職理由の判断における取扱い

業務取扱要領 50305-2「特定理由離職者の範囲」ロにおける「自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと」による離職には、犯罪被害等に遭ったこと

に伴い、又は犯罪被害等に遭わないため、自己の意思に反して住所又は居所を移転することを余儀なくされたことによって離職した場合等も対象となりうること。

以上

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

老介発 0630 第 1 号
令和 5 年 6 月 30 日

各 都道府県介護保険主管部（局）
各 市区町村介護保険主管部（局）

御中

厚生労働老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取扱いについて

介護保険制度において、市町村は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条の規定により、条例で定めるところにより、災害等により生活が著しく困難となった者等、保険料を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料の減免又はその徴収猶予を行うことが可能であり、その取扱いについて、「介護保険条例参考例について」（令和 3 年 1 月 12 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「介護保険条例参考例」という。別紙）でお示してきたところである。

また、市町村は、介護保険法第 50 条及び第 60 条並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 83 条及び第 97 条の規定により、災害その他の特別の事情があることにより居宅介護サービス費等に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者に対し、利用者負担額の減免を行うことができる。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）が別添のとおり決定されたことを踏まえ、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。）の被害を受けた被保険者等に係る保険料及び利用者負担額の特例の取扱いについて下記の通り周知するので、本取扱いについて御了知の上、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いする。

記

1 介護保険料の減免及び徴収猶予の取扱いについて

第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、保険料を納めることができない特別の理由があるものとして、介護保険条例参考例第 23 条第 1 項各号又は第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当すると解釈することが可能である。また、市町村においては、条例に基づき、当該者の状況を踏まえ、保険料の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用について御配慮いただきたい。

2 利用者負担額の減免の取扱いについて

要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、介護保険法施行規則第 83 条第 1 項各号又は第 97 条第 1 項各号のいずれかに該当すると解釈することが可能である。また、市町村においては、当該者の状況を踏まえ、利用者負担額の減免の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用について御配慮いただきたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 12 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険条例参考例について

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）」において、平成 30 年度税制改正及び令和 2 年度税制改正により介護保険料や保険給付の負担水準等に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）等の規定の見直しを行ったところです。

この改正を踏まえた各市町村における介護保険条例の改定に当たっての参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を改正しましたので、管内保険者への周知方よろしくをお願いします。

改正後	現行
（保険料率） 第十五条 令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 一 〇九 （略） 二 〇七 （略） ※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分しない場合 一 〇十 （略） 二 〇八 （略） ※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合 一 〇五 （略） 六 次のいずれかに該当する者 何円 イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三	（保険料率） 第十五条 令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 一 〇九 （略） 二 〇七 （略） ※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分しない場合 一 〇十 （略） 二 〇八 （略） ※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合 一 〇五 （略） 六 次のいずれかに該当する者 何円 イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の

第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

七、十二 (略)

2、4 (略)

(普通徴収の特例)

第十八条 保険料の額の算定の基礎に用いる市（区、町、村）^{*} 民税の課税非課税の別又は合計所得金額（注四の二）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

附 則

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合

（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準

規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

七、十二 (略)

2、4 (略)

(普通徴収の特例)

第十八条 保険料の額の算定の基礎に用いる市（区、町、村）^{*} 民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

附 則

(新設)

の特例)

- 第十条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第十五条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ及び第 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

附 則（令和〇年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（新設）

(経過措置)

第二条 改正後の何市(区、町、村)介護保険条例第十五条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

改正後介護保険条例参考例

○何市（区、町、村）介護保険条例（参考例）

*を付した条項は、全ての市町村において定める必要がないもの。

目次

第一章	この市（区、町、村）が行う介護保険（第一条）
第二章	介護認定審査会（第二条・第三条）
第三章	保険給付（第四条―第十二条）
第四章	保健福祉事業（第十三条・第十四条）
第五章	保険料（第十五条―第二十五条）
第六章	罰則（第二十六条―第三十条）
附則	

第一章 この市（区、町、村）が行う介護保険

（この市（区、町、村）が行う介護保険）

第一条 この市（区、町、村）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第二条 何市（区、町、村）介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、何人とする。

（介護認定審査会の委員の任期）

第二条^{*}の二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）（注二）第六条第一項の規定に基づき条例で定める期間は、何（二年を超え、三年以下の期間）とする。

（規則への委任）

第三条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 保険給付

(居宅介護サービス費等に係る区分支給限度基準額)

第四條 居宅サービス等区分に係る居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が受ける居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要介護一 何単位
- 二 要介護二 何単位
- 三 要介護三 何単位
- 四 要介護四 何単位
- 五 要介護五 何単位

(居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)

第五條 何々（注一の二）に係る法第四十三条第四項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要介護一 何単位
- 二 要介護二 何単位
- 三 要介護三 何単位
- 四 要介護四 何単位
- 五 要介護五 何単位

(居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額)

第六条 法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（居宅介護住宅改修費に係る支給限度基準額）

第七条 法第四十五条第五項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（介護予防サービス費等に係る区分支給限度基準額）

第八条 介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、法第五十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要支援被保険者が受ける介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

一 要支援一 何単位

二 要支援二 何単位

（介護予防サービス費等に係る種類支給限度基準額）

第九条 何々（注二）に係る法第五十五条第四項の介護予防サービス費等種類支給限度基準額は、居宅要支援被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

一 要支援一 何単位

二 要支援二 何単位

（介護予防福祉用具購入費に係る支給限度基準額）

第十条 法第五十六条第四項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（介護予防住宅改修費に係る支給限度基準額）

第十一条 法第五十七条第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

(市町村特別給付)

第十二条^{*} この市(区、町、村)は、次の各号に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

一 何々費の支給

(二)

2 前項各号に規定する市町村特別給付費の支給は、次に掲げるところによるものとする。

一 何々費の支給については、何々とする。

(二)

第四章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第十三条^{*} この市(区、町、村)は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

2 この市(区、町、村)は、被保険者が要介護状態等となることを予防するために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

3 この市(区、町、村)は、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

4 この市(区、町、村)は、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二)

第十四条^{*} 前条に定めるもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第五章 保険料

(保険料率)

第十五条 令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円
- 二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円
- 三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円
- 四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円
- 五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円
- 六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円
- 七 令第三十八条第一項第七号に掲げる者 何円
- 八 令第三十八条第一項第八号に掲げる者 何円
- 九 令第三十八条第一項第九号に掲げる者 何円
- 2* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第四百十三条の規定にかかわらず、何万円とする。
- 3* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、令第三十八条第七項の規定に基づく規則第四百十三条の二の規定にかかわらず、何万円とする。
- 4* 令和何年度から令和何年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、令第三十八条第八項の規定に基づく規則第四百十三条の三の規定にかかわらず、何万円とする。
- 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。
- 6 前項の規定は、第一号第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。
- 7 第五項の規定は、第一号第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第五項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分しない場合

- 一 令第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円
- 二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円
- 三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円
- 四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円
- 五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 何円
- 六 令第三十九条第一項第六号に掲げる者 何円
- 七 令第三十九条第一項第七号に掲げる者 何円
- 八 令第三十九条第一項第八号に掲げる者 何円
- 九 令第三十九条第一項第九号に掲げる者 何円
- 十 令第三十九条第一項第十号に掲げる者 何円

2 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第六号イの市町村の定める額は、何万円とする。

3 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第七号イの市町村の定める額は、何万円とする。

4 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第八号イの市町村の定める額は、何万円とする。

5 令和何年度から令和何年度までの令第三十九条第一項第九号イの市町村の定める額は、何万円とする。

6 第一項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

7 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

8 第六項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第六項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合

- 一 令第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円
- 二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 何円

六 次のいずれかに該当する者 何円

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。

）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第三十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第九号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十 次のいずれかに該当する者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（

令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(三)(三)

前各号のいずれにも該当しない者 何円

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、何円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和何年度から令和何年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「何円」とあるのは、「何円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第十六条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十月一日から同月三十一日まで

第四期 一月一日から同月三十一日まで

(第 条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。)

2 前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市(区、町、村)長が別に定めることができる。この場合において、市(区、町、村)長は、当該第一号被保険者(及び連帯納付義務者(法第百三十二条第二項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者)をいう。第二十条において同じ。))に対しその納期を通知しなければならない。(注三)

3 納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期(注四)に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第十七条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資

格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十八条第一項第一号から第八号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第九号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に何円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

- *第十八条 保険料の額の算定の基礎に用いる市（区、町、村）民税の課税非課税の別又は合計所得金額（注四の二）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第一号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第十九条 前条第一項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定による納入の通知の交付を受けた日から三十日以内に市（区、町、村）長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申し出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市（区、町、村）長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第一項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第二十条 保険料の額が定まったときは、市（区、町、村）長は、速やかに、これを第一号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第二十一条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき何円とする。

（延滞金）

第二十二条 法第三十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年何パーセントの割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りではない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第二十三条 市（区、町、村）長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六か月（何か月）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市（区、町、村）長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第二十四条 市（区、町、村）長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市（区、町、村）長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
三 減免を必要とする理由

3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市（区、町、村）長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第二十五条 第一号被保険者は、毎年度何月何日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から何日以内）に、第一号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市（区、町、村）長が必要と認める事項を記載した申告書を市（区、町、村）長に提出しなければならない。

第六章 罰則

第二十六条 この市（区、町、村）は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第二十七条 この市（区、町、村）は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する。

第二十八条 この市（区、町、村）は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第二十九条 この市（区、町、村）は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第五十条第一項に規定する納付金及び法第五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第三十条 前四条の過料の額は、情状により、市（区、町、村）長が定める。

2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。（ただし、第 条の規定は、公布日から施行する。）

第二条（略）

※ 令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合

（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第十条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第十五条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ及び第 号 に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

附 則（平成十八年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。（ただし、第 条の規定は、公布日から施行する。）

第二条・第三条（略）

附 則（平成二十一年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 （略）

附 則（平成二十七年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。（ただし、第 条の規定は、公布日から施行する。）

（経過措置）

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、公布日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条第 項の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日の前に行われた何市（区、町、村）介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

この条例は平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

この条例は公布日から施行する。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

(施行期日)

第一条 この条例は平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、平成三十年度分の保険料から適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則（平成〇年〇月〇日改正関係）

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、平成三十一年度分の保険料から適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和〇年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和〇年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（注一） 第二条の二を規定しない場合にあつては、第十五条第一項第一号中「令」とあるのは、「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）」とする。

（注一の二） 居宅サービスの種類を規定する。例 訪問介護

（注二） 居宅サービスの種類を規定する。例 訪問介護

（注三） 連帯納付義務者の規定が必要なのは、連帯納付義務者に対して納入通知書により納付を求める場合であり、また、世帯主に係る連帯納付義

務のみを運用する場合は、「連帯納付義務者」にかわり「第一号被保険者の属する世帯の世帯主」と規定することも考えられる。（第二十条も同様）

（注四） 暫定賦課を行う市町村については、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期を規定する。

（注四の二） 第十五条において、令第三十九条第一項第九号を更に区分する場合以外の場合にあつては、第十八条第一項中「合計所得金額」とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）」とする。

（注五） ～（注八） （略）

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 文科初第 629 号
令和 5 年 6 月 15 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
各公私立高等専門学校長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人海技教育機構理事長
各国公私立大学長
各国公私立短期大学長
各公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子

文部科学省高等教育局長
池田貴城

第 16 回犯罪被害者等施策推進会議の決定を踏まえた
各種修学支援施策の周知について（通知）

本年 6 月 6 日に開催された犯罪被害者等施策推進会議において、別添 1 の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされております。

文部科学省においては、各学校段階において、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある者が安心して教育を受けることができるよう、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とした各種修学支援施策を実施しています。それらの各種修学支援制度においては、児童生徒及び学生が予期しなかった事由等を理由に修学を断念することがないように、家計が急変した場合に対応する特例等を定めています。

また、各自治体において、義務教育段階における就学援助制度により、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助が行われているところですが、家計急変などにより、年度の中途において認定を必要とする者についての認定及び必要な援助の実施に配慮することに関しても、御留意いただくよう通知等で示しているところです。

については、下記１の事項について、各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を含む各市町村教育委員会に周知いただくとともに、市町村教育委員会におかれては支援を必要とする保護者が支援を利用できるよう、小中学校等及び支援を必要とする保護者等に対する周知への御協力をお願いいたします。

また下記２、３の事項について、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、市町村教育委員会はその設置する学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校等に対し、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対し、各国公立大学長におかれては、その附属の高等学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その設置する海上技術学校に対し、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。また、各学校において、下記の事項について御承知おきいただき、支援を必要とする生徒、学生等が各制度を利用できるよう周知その他の御協力をお願いいたします。

記

１．就学援助制度における家計急変対応

各市町村において実施している就学援助制度については、従来より、転入学又は被災、家計急変など、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することを通知において留意事項として示しているところ、犯罪被害等により家計が急変した場合においても、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮すること。また、就学援助制度の存在を知らないために支援を受けられないということがないように、犯罪被害等により家計が急変した者も含め、年度の中途において認定を必要とする者に対して、遺漏なく周知すること。

2. 高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度における家計急変対応

高等学校等就学支援金制度において、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合については、特例的に高等学校等就学支援金を支給できるよう家計急変世帯への支援の仕組みを創設しており、犯罪被害等により家計が急変した場合にも支援の対象になりうること。

また、高校生等奨学給付金制度については、家計が急変した世帯に対しての給付を可能としていることから、犯罪被害等により家計が急変した場合についても支援の対象になりうること。

3. 高等教育の修学支援新制度における家計急変対応

高等教育の修学支援新制度は、生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に支援を受けること（既に支援を受けている学生等にあつては、支援額を変更すること）が必要となった場合又は授業料等減免及び学資支給金を受けようとする者が、確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、支援措置を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合については、家計が急変した学生等に係る特例措置として、授業料の減免及び学資支給金の支給を行うこととしており、犯罪被害等により家計が急変した場合にも支援の対象になりうること。

(別添1)「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)

(別添2) 犯罪被害者等のための制度の拡充等について(依頼)(警察庁丙審教厚発第7号令和5年6月8日)

(別添3) 家計急変した高校生等への支援について

(別添4) 家計急変した学生等への支援について

【本件連絡先】

○就学援助制度について

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 就学支援係
電話番号：03-5253-4111(内線 4671)

○高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度について

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
電話番号：03-5253-4111(内線 3578)

○高等教育の修学支援新制度について

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室
電話番号：03-5253-4111(内線 3496)

(うち公立大学・短大・高専、国立・公立・私立専門学校関係)

電話番号：03-5253-4111(内線 3280)

※総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内

※各学校からはまず都道府県にお問い合わせください。

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
大矢、杉本

TEL：03 - 3581 - 0141（内線2825、2813）

E-mail：hanzaihigai.npa@npa.go.jp

家計急変した高校生への支援

離職、倒産等による減収などで家計が急変した世帯の方は、国やお住いの都道府県の支援が受けられます。

それぞれ申込みが必要です。

① 高等学校等就学支援金 家計急変支援制度

国の授業料支援のしくみです。
※令和5年4月から実施

 **家計急変事由**（負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等）が
発生し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

 **お問合せ・申込みは、学校へ**
※家計急変支援リーフレットもご参照ください。

文科省
家計急変支援
制度サイト



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

② 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、
授業料以外の教育費支援のしくみです。

 **年収約270万円未満相当**（住民税所得割非課税相当）**になった世帯が対象**

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

 **お問合せ・申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ**

都道府県の
お問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

③ 授業料軽減

都道府県独自の授業料支援のしくみです。

 **お住いの都道府県が定める要件に該当する方が対象**
※都道府県によって実施状況が異なります。

学校種：高等学校のほか、各都道府県が定める学校種が対象

 **お問合せ・申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ**

都道府県の
お問合せ先



公立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01240.html

私立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01241.html

家計急変支援制度とは？

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
- 通常の就学支援金の対象にならない方や、現在受給していても、以下の支給限度額まで支給されていない方は、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要

※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となる

※再就職するなど、推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、届け出る必要あり

※世帯年収約590万円は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

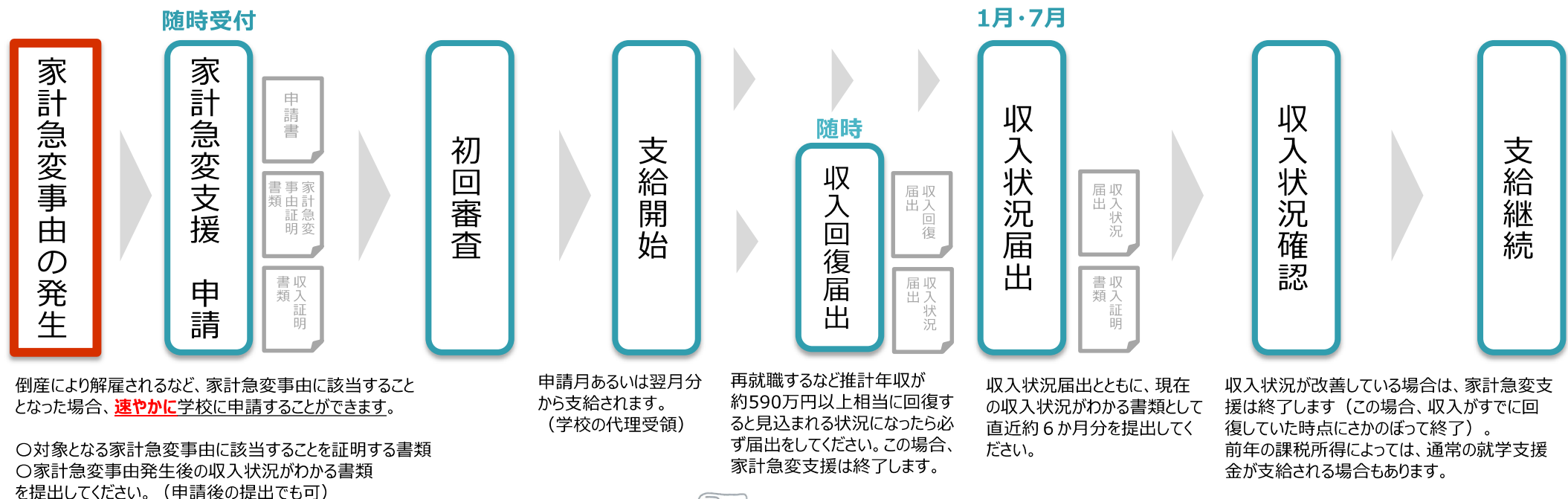
 [要件の詳細は裏面](#)

支給限度額

月額：33,000円（公立高校等は月額：9,900円）

※通常の就学支援金における約590万円未満程度の世帯の支給限度額と同じ

※公立高校などの場合で、現在すでに支給限度額を受給している（授業料に相当する額を受給している）方の場合、支給額が変更とならないため、申請は不要です



申請方法の詳細は、学校または都道府県にお問合せください。

対象となる家計急変事由

■ 主な家計急変事由

1. 保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・ 負傷・疾病による療養のために勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- ・ 自己の責めに帰することのできない理由による離職※
※雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象
（例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職））

離職理由コード	離職理由
11 (1A)	解雇 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。)
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（3A）、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。）
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。）

2. 保護者等が自営業者などの場合

- ・ 負傷・疾病による療養のための廃業・休業（その後90日以上就労困難）
- ・ 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
※破産手続の開始（破産法18、19条）、特別清算開始の申立て（会社法第511条）、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条）、更生手続開始の申立て（会社更生法第17条）、金融取引の停止
- ・ 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上就労が困難な場合
- ・ 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
- ・ 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上、または、常時の介護が必要なもの）のために事業の廃止を余儀なくされた場合

■ その他の家計急変事由

- ・ 被災により就労困難等となった場合（当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む）
※会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合がある。
※詳細は、「[家計急変支援申請の手引き](#)」及び同手引き内にある「[家計急変事由対象一覧](#)」を参照。

■ 対象とならない場合

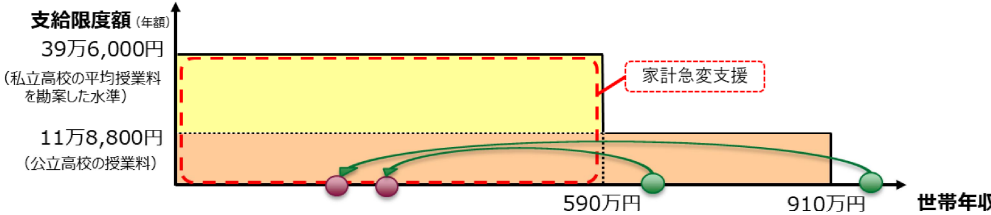
- ・ 定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職 等
※対象となる事由は「[家計急変事由対象一覧](#)」を参照。
※保護者等の死亡や離婚は、就学支援金の家計急変事由に該当しないが、保護者等の変更に係る申請・届出することで通常の就学支援金の対象となる場合がある。

○家計急変事由証明書類
家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）を申請者が提出する必要がある。
（例：医師による診断書（90日以上就労が困難な旨が記載されているもの）、雇用保険受給資格者証、破産手続開始を証明する書類 等）

対象となる収入要件

■ 算定基準

家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合に対象となる



〔 実際には家計急変事由発生後の収入から年収を推計し、省令で定める「算定基準額に相当する額」が154,500円未満になった場合に対象となる。 〕

■ 算定方法

家計急変事由発生後の3か月の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出する。

※ 入学前に家計急変事由が生じた場合など、事由が生じてから4か月以上経過している場合は申請月の前3か月の収入状況で算出する。
（すでに通常の就学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合はその翌月の前3か月）

※ 1月、7月の収入状況確認時は直近の原則6か月の収入状況で算出する。

※ 算定方法の詳細は「[家計急変支援申請の手引き](#)」を参照。なお、申請時の計算には同手引き内にある「[年収推計シート](#)」を用いて算出する。

算定基準額に相当する額 < 154,500円
算定基準額に相当する額 = 市町村民税の課税標準額に相当する額 × 6 %
－ 市町村民税の調整控除の額に相当する額

- ※ 1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に3/4を乗じる。
- ※ 2 算定基準額に相当する額は、百円未満切り捨て。

○収入証明書類

- ・ 課税対象となる所得に係る証明書類（非課税のものは不要）。
（例：給与明細、年金振込通知書、帳簿 等）
 - ・ 離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合は推計年収には含めない。
- ※課税対象となる事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得を得ている場合に、対応する証明書の提出が必要。



要件の詳細は「[家計急変支援申請の手引き](#)」等を参照してください。

文部科学省
家計急変支援制度サイト 「[家計急変支援申請の手引き](#)」「[家計急変事由対象一覧](#)」「[年収推計シート](#)」



※Excel形式の資料は「[家計急変支援制度サイト](#)」に掲載しています。

（令和5年3月31日現在）



高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- **新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和5年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	117,100円	137,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

&



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

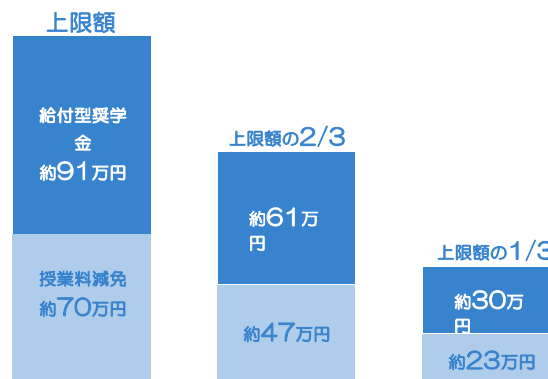
※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等）も
本人の所得で判定し低所得であれば支援対象
（生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けている者）

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金
シミュレーター



自分が支援の
対象になるか
調べてみよう。

年収目安

～270万円
住民税非課税世帯
〈第Ⅰ区分〉

～300万円
〈第Ⅱ区分〉

～380万円
〈第Ⅲ区分〉

注）年収目安はあくまでも一例です。兄弟姉妹の数や年齢等の世帯構成などで異なります

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約 35万円	約 80万円
	私立	約 46万円	約 91万円
高等専門学校	国公立	約 21万円	約 41万円
	私立	約 32万円	約 52万円



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円



家計が急変した学生等への支援について

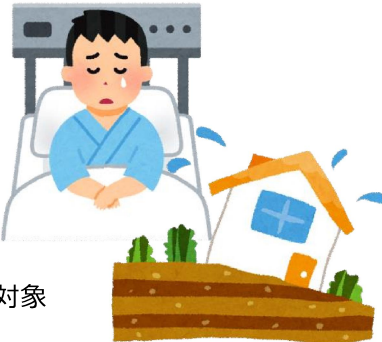
(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。
住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由(※3) (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡・事故・病気（による就労困難）、
失職（※1）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）
父母等による暴力等からの避難（※2）
（※1）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。
（※2）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付
（※3）このほか、本人が大学等進学のために離職したことで進学後の収入減少が見込まれる場合も対象



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

官 総 1 0 - 7 7
官 相 1 - 1 0
課 個 4 - 1 5
課 資 6 - 6 9
徴 管 2 - 5 1
徴 徴 2 - 1 6
令和 5 年 6 月 7 日

各 国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 次 長
(官印省略)

犯罪被害者等の保護・支援に係る適切な対応について（指示）

標題のことについては、下記により相談内容等に応じて丁寧かつ適切に対応されたい。

(趣旨)

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第3条に掲げる基本理念に基づき、各国税局（所）及び税務署の窓口等において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて各種制度を利用できるよう、犯罪被害者等の事情を踏まえた丁寧かつ適切な対応を指示するものである。

記

1 基本的な考え方

犯罪被害者等基本法第11条に基づき、国は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等の必要な施策を講ずるものとされている。

したがって、国税局（所）及び税務署の職員が、納税者等から国税に関する相談を受けた場合において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて下記2の国税に関する各種制度を利用できるよう、各種パンフレット等を活用して丁寧かつ適切に相談に応じることとする。

2 国税に関する各種制度

(1) 申告・納付期限の延長（国税通則法第 11 条）

犯罪被害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長される。

なお、本手続は、期限が経過した後でも行うことができる。

(2) 申告所得税の軽減免除等

犯罪被害により、心身への傷害や財産などに損害を受けた場合は、所得税の計算において、以下のような所得控除の適用を受け、所得税の軽減を図ることができる。

イ 雑損控除（所得税法第 72 条）

納税者又はその年の総所得金額等が 48 万円以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などの資産（棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は生活に通常必要でない資産を除く。）について、災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

ロ 医療費控除（所得税法第 73 条）

その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。

ハ 障害者控除（所得税法第 79 条）

納税者自身又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

（区分及び控除額）

- ・ 障害者：27 万円
- ・ 特別障害者：40 万円
- ・ 同居特別障害者：75 万円

ニ 寡婦控除（所得税法第 80 条）

納税者自身が寡婦である場合は、27 万円の所得控除を受けることができる。

寡婦とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する個人をいう。

なお、納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合は対象とならない。

- ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、かつ、扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下であること
- ・ 夫と死別した後婚姻をしておらず又は夫の生死が明らかでない一定の者に該当し、合計所得金額が 500 万円以下であること

ホ ひとり親控除（所得税法第 81 条）

納税者自身がひとり親であるときは、35 万円の所得控除を受けることができる。

ひとり親とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の個人のうち、次の 3 つの要件の全てに該当する者をいう。

- ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと
- ・ 総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る。）がいること
- ・ 合計所得金額が 500 万円以下であること

(3) 納税緩和措置

犯罪被害により心身への傷害や財産などに損害を受けた場合において、次の各要件に該当するときは、申請又は税務署長の職権により納税緩和措置の適用を受けることができる。

イ 納税の猶予（国税通則法第 46 条）

次のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、その納付すべき国税を一時に納付することができないと認められるとき等は、所轄の税務署長に申請することで、最大 1 年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除される。

- ・ 納税者の財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと
- ・ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ・ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ・ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと

ロ 申請又は職権による換価の猶予（国税徴収法第 151 条、第 151 条の 2）

次のいずれかに該当すると認められる場合等において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められる場合には、最大 1 年間滞納処分による換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除される（申請による換価の猶予については、その国税の納期限から 6 月以内に所轄の税務署長に申請することが必要。）。

- ・ その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ・ その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき

ハ 滞納処分の停止（国税徴収法第 153 条）

滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等の事実があると認められるときには、滞納処分の執行が停止され、その停止が 3 年間継続したときは、その停止した国税に係る納税義務が消滅する。

(4) 納税証明書の手数料（国税通則法施行令第 42 条）

犯罪被害により、次のいずれかに該当する場合には、手数料の納付を要しないで納税証明書の交付を請求することができる。

- ・ 財産につき相当な損失を受けた者が復旧に必要な資金の借入れのために使用する納税証明書の発行であること
- ・ 生計の維持について困難な状況にある者が法律に定める扶助等を受けるために使用する納税証明書の発行であること

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 14 日

各都道府県税務担当課 } 御中
各都道府県市区町村担当課 }

総務省自治税務局企画課

犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について

標題のことについては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 3 条に掲げる基本理念に基づき、各地方団体の窓口等において、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 基本的な考え方

犯罪被害者等基本法第 11 条に基づき、地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等の必要な施策を講ずるものとされています。

したがって、地方団体の職員が、納税者等から地方税に関する相談を受けた場合において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて以下の各種制度を利用できるよう、丁寧かつ適切に相談に応じていただきますようお願いします。

2 地方税に関する各種制度

(1) 申告・納付期限の延長（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 20 条の 5 の 2）

犯罪被害などやむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないと地方団体の長が認めるときは、各地方団体の条例の定めるところにより、その期限を延長することができる。

(2) 個人住民税の軽減免除等

犯罪被害により、心身への傷害や財産などに損害を受けた場合は、個人住民税の計算において、以下のような所得控除の適用を受け、個人住民税の軽減を図る

ことができる。

イ 雑損控除（法第 34 条第 1 項第 1 号、第 314 条の 2 第 1 項第 1 号）

納税者又は前年の総所得金額等が 48 万円以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などの資産（棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は生活に通常必要でない資産を除く。）について、前年中に災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

ロ 医療費控除（法第 34 条第 1 項第 2 号、第 314 条の 2 第 1 項第 2 号）

前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。

ハ 障害者控除（法第 34 条第 1 項第 6 号、第 314 条の 2 第 1 項第 6 号）

納税者自身又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が地方税法上の障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

（区分及び控除額）

- ・ 障害者：26 万円
- ・ 特別障害者：30 万円
- ・ 同居特別障害者：53 万円

ニ 寡婦控除（法第 34 条第 1 項第 8 号、第 314 条の 2 第 1 項第 8 号）

納税者自身が寡婦である場合は、26 万円の所得控除を受けることができる。

寡婦とは、原則として前年の 12 月 31 日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する個人をいう。

なお、納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合は対象とならない。

- ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、かつ、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が 500 万円以下であること
- ・ 夫と死別した後婚姻をしておらず又は夫の生死が明らかでない一定の者に該当し、前年の合計所得金額が 500 万円以下であること

ホ ひとり親控除（法第 34 条第 1 項第 8 号の 2、第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の 2）

納税者自身がひとり親であるときは、30 万円の所得控除を受けることができる。

ひとり親とは、原則として前年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の個人のうち、次の 3 つの要件の全てに該当する者をいう。

- ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと
- ・ 前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る。）がいること

- ・ 前年の合計所得金額が 500 万円以下であること

(3) 減免措置（法第 323 条等）

犯罪被害により心身への傷害や財産などに損害を受けた場合において、各地方団体が条例で定める各税目に係る減免の要件に該当するときは、当該条例の定めるところにより減免措置の適用を受けることができる。

(4) 納税緩和措置

犯罪被害により心身への傷害や財産などに損害を受けた場合において、次の各要件に該当するときは、申請又は地方団体の長の職権により納税緩和措置の適用を受けることができる。

イ 徴収の猶予（法第 15 条）

次のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、その納付すべき地方団体の徴収金を一時に納付することができないと認められるとき等は、地方団体の長に申請することで、最大 1 年間徴収が猶予され、猶予された期間に係る延滞金の全部又は一部が免除される。

- ・ 納税者の財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと
- ・ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したと
- ・ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ・ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと

ロ 申請又は職権による換価の猶予（法第 15 条の 5、第 15 条の 6）

次のいずれかに該当すると認められる場合等において、その者が地方団体の徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められる場合には、最大 1 年間滞納処分による換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞金の一部が免除される（申請による換価の猶予については、その地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内に当該地方団体の長に申請することが必要。）。

- ・ その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ・ その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき

ハ 滞納処分の停止（法第 15 条の 7）

滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等の事実があると認められるときには、滞納処分の執行が停止され、その停止が 3 年間継続したときは、その停止した地方団体の徴収金に係る納税

義務が消滅する。

3 納税証明書交付等手数料

納税証明書の交付等地方税に係る手数料について、各地方団体の条例に減免に係る規定があれば、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を十分把握した上で、要件に該当する場合には当該規定の適用を受けられるよう、丁寧かつ適切な対応をお願いします。